

五 霞 町

男女共同参画 推進プラン

後期

計画期間：平成29年度～平成33年度

ダイジェスト版



五 霞 町



計画策定の趣旨

私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化の一層の進展、情報通信の高度化、家庭形態の多様化など、絶え間なく変化し、市民の価値観やニーズも多様化してきました。また、男性の子育て、介護、地域活動への参加、女性の職場への更なる進出など、男女が共に参画することができる環境を構築することが求められています。

このような現状を踏まえ、本町では、自然環境の中で豊かさと文化を育み、地域の特性を生かし、安心して暮らせるまちづくりを目指し、**男女共同参画社会**(※1)を推進できる施策の基本的方向性を示す指針として「五霞町男女共同参画推進プラン（後期）」を策定するものです。

計画の性格

本計画は、基本法第14条第3項に基づき、本町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ体系的に進めていくための基本的な計画で、国及び県の計画、町の関連する計画と整合性を図りながら策定したものです。

また、平成24年度に策定した「五霞町男女共同参画推進プラン（前期）」の成果を引き継ぎ、「男女共同参画社会に関する町民意識調査」やパブリックコメントの意見などを反映しています。

さらに、平成27年に成立した「**女性活躍推進法**(※2)」(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)及びその基本方針を勘案し、町においても職業生活における女性の活躍を推進するため、多様な分野への女性の参画を促進するとともに、職業生活及び家庭生活の両立に向けた子育て環境の整備、妊娠・出産などによる不利益取扱い防止の啓発強化など、本計画の一部を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画に位置付けています。

計画の期間

基本理念、目標及び施策の方向については、平成24年度から平成33年度までの10年間とし、施策及び事業については、平成29年度から平成33年度までの後期5年間としています。

※1 **男女共同参画社会** (男女共同参画基本法第2条)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

※2 **女性活躍推進法** (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

自ら意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に、平成27年に制定されました。

計画の体系

基本目標

施策の方向

施策

基本目標Ⅰ

一人ひとりを大切にする
男女平等の意識づくり

1 家族を思いやる意識づくり

- (1) 広報活動の充実
- (2) 意識の啓発
- (3) 学習機会の提供

2 地域で分かち合う意識づくり

- (1) 情報の収集と提供
- (2) 学習及び成果の発表機会の提供
- (3) 社会通念や習慣の見直し

3 働く場で助け合う意識づくり

- (1) 事業所への情報の提供
- (2) 働きやすい就労環境への整備
- (3) 庁内における職場環境への整備

4 教育の場で育み合う意識づくり

- (1) 指導・支援体制の充実

5 国際的視野を身につける意識づくり

- (1) 国際交流・理解の促進

基本目標Ⅱ

いろいろな生き方ができる
男女共同参画の環境づくり

1 家族で進める環境づくり

- (1) 家事への参画促進
- (2) 子育てへの参画促進
- (3) 介護への参画促進

2 地域で進める環境づくり

- (1) 人材の育成及び活用
- (2) 活動の機会提供及び促進

3 働く場で進める環境づくり

「女性活躍推進法」市町村推進計画

- (1) 多様な働き方への支援
- (2) 女性が能力を發揮できる就業の支援
- (3) 仕事と家庭及び地域活動との両立への支援
- (4) 庁内における男女の職域拡大

4 教育の場で進める環境づくり

- (1) 保育及び教育内容の充実
- (2) 学校生活の充実

基本目標Ⅲ

お互いに支え合うための
土台づくり

1 健やかな心と体を保つ土台づくり

- (1) 健康づくり及び管理への支援
- (2) 性及び命が尊重される環境整備

2 全ての人が安らかに暮らせる土台づくり

- (1) 子供への支援
- (2) 高齢者への支援

計画の推進

推進体制の整備

- (1) 町民との協働
- (2) 近隣市町村との連携
- (3) 国や県などの連携
- (4) 事業所との連携

基本目標 | 一人一人を大切にする男女平等の意識づくり

施策の方向1 家族を思いやる意識づくり

家庭における男女共同参画の実現のためには、家族一人一人がそれぞれの役割分担を話し合い、お互いを思いやる気持ちを持ち、各々の生活スタイルで楽しく暮らせるようにするために、個々の家族での男女共同参画に対する理解及び認識を深める必要があります。

(1) 広報活動の充実

- ▶ 広報紙「広報ごか」やリーフレットといった紙面上の情報に加え、町公式ホームページを活用するなど、広報活動を充実します。

(2) 意識の啓発

- ▶ 誰もが気軽に参加できるセミナー等を開催することにより、人権問題を身近に捉え、男女の差別を解消するために一人一人の人権を尊重する意識の醸成に努めます。

(3) 学習機会の提供

- ▶ 多様なニーズにあった学習機会を提供します。

施策の方向2 地域で分かち合う意識づくり

私たちは、生活の中で、固定的な性別役割分担意識に自分の考え方や行動を規制されることがあり、時に一方の性が優遇されていると感じることがあります。

今後は、若い人たちの地域活動参加を促し、地域社会の中の固定的な役割分担並びに従来の社会通念及び習慣を見直す必要があります。

(1) 情報の収集と提供

- ▶ 男女共同参画に関する最新の情報が得られるよう、図書資料など情報の収集に努めるとともに、情報提供の体制を充実します。

(2) 学習及び成果発表機会の提供

- ▶ 身近な所で男女共同参画について学ぶことができる学習機会や成果の発表機会を提供し、町民参加による生涯学習推進体制を整備します。

(3) 社会通念や習慣の見直し

- ▶ 性別役割分担意識にとらわれた習慣や人権問題にかかる社会通念の見直しを行います。また、相談体制の充実に努めます。

施策の方向3 働く場で助け合う意識づくり

私たちは、職場においても性別による様々な違いを意識させられることがあります。

性別に関わりなくその個性と能力を向上させ、十分に発揮することができるようにするためには、女性と男性が、お互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、仕事と家庭の両立に対する理解を深めることが必要であると思われます。さらに職場における意識の改革を促す必要があります。

(1) 事業所への情報の提供

- ▶ 事業所における男女共同参画の推進を支援するため、町内事業所への情報提供を行います。

(2) 働きやすい就労環境への整備

- ▶ 性別にかかわらず、その個性と能力を發揮することができるよう、事業主及び管理職の意識啓発に努め、働きやすい就労環境を支援します。

(3) 庁内における職場環境への整備

- ▶ 庁内における男女共同参画意識を高めるよう、職員研修を実施し、職員の意識の高揚を図ります。

施策の方向4 教育の場で育み合う意識づくり

私たちは、幼い頃からの生活環境の中で、社会的性差（ジェンダー）の影響を受けて生活様式や行動を身に付けてしまう場合があります。人権意識や男女平等感を育てるために、幼児・学童期での学校や家庭教育の果たす役割は、非常に重要なものであります。

(1) 指導・支援体制の充実

- ▶ 男女平等意識を育むために、保護者や家族に対し研修を行い、意識の啓発に努めます。

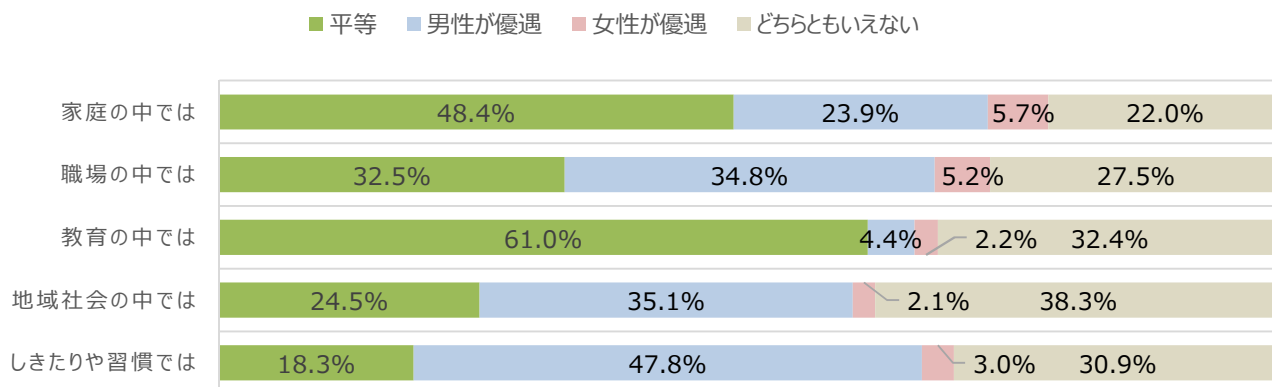
施策の方向5 国際的視野を身に付ける意識づくり

国際社会で見ると、日本での女性の社会参画は、政治、行政、労働などの面で低い水準にあり、また、賃金の面でも同様の状況であることが報告されています。

(1) 国際交流・理解の促進

- ▶ 国際社会の一員であることを認識するために、外国の人々との交流を深め、外国の文化に触れ、お互いの生活習慣を理解する機会の充実に努めます。

男女平等意識について



平成 28 年度町民意識調査から

基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

施策の方向1 家庭で進める環境づくり

固定的な性別役割分担意識に左右されず、男女ともにいろいろな生き方ができる社会を築くためには、その社会の基礎となる家庭の中から改善することが必要です。

(1) 家事への参画促進

- ▶ これまで家事を行う機会が少なかった人のために、家事の経験や知識を身に付けるための講習会を開き、家事への参画を促します。また、消費者活動への支援を行います。

(2) 子育てへの参画促進

- ▶ 男女が、子育てに関する経験や知識を身に付け、子育ての楽しさを実感できる事業を充実するとともに、子育てへの男性の参画を促します。

(3) 介護への参画促進

- ▶ 介護の知識を得るための介護教室を開催し、女性だけでなく男性の参画も促します。また、介護をしている家族を支援する体制を充実します。

施策の方向2 地域で進める環境づくり

「地域」は家庭とともに、人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進の取組は、男女共同参画社会の実現にとって重要な鍵となっています。

地域の課題は、その全てが男性だけで解決できるものではありません。女性の視点、意見などを踏まえた取組が必要とされており、女性に優しいまちづくりを進めることは、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながると思われます。このようなことから、「地域活動へは、女性が積極的に参画することが必要である」との認識を持つとともに女性の参画を促す取組が必要です。

(1) 人材の育成及び活用

- ▶ 一人一人が持っている力を伸ばすことができるよう、女性の人材育成と発掘に努めるとともに、まちづくりに貢献できるよう活用に努めます。

(2) 活動の機会提供及び促進

- ▶ 一人でも多くの町民が、まちづくりに参画できるよう多様な活動機会を提供するとともに、継続的な活動への支援に努めます。

施策の方向3 働く場で進める環境づくり

「女性活躍推進法」市町村推進計画

男女が、個人の価値観、ライフスタイルなどに応じた就業形態を主体的に選択でき、どのような選択をしても性別に関わりなく公平な対応がなされるよう、働き方の見直し、職場環境の改善、事業主及び就労者の意識改革などを促進する必要があります。

また、平成27年に女性活躍推進法が成立し、国、地方公共団体及び民間事業主に対して女性の採用、登用、能力開発などに配慮した事業主行動計画の策定が義務付けられました。職場における意識改革、働き方の改革を推進し、仕事と家庭を両立できる環境整備が求められています。

(1) 多様な働き方への支援

- ▶ パートタイム労働，在宅勤務，自営業における家族従業など，多様な働き方を可能にする環境を整備します。

(2) 女性が能力を発揮できる就業の支援

- ▶ 育児，介護などを理由に働くことのできない女性，責任ある地位での活躍及びステップアップを希望する女性などの登用を促進し，男女が共に多様な生き方及び働き方を実現でき，ゆとりある豊かで活力あふれる社会の実現を図ります。

(3) 仕事と家庭及び地域活動との両立への支援

- ▶ 充実した社会生活が送れるよう，仕事と家庭及び地域活動との両立が可能な環境を整備します。

(4) 庁内における男女の職域拡大

- ▶ 庁内においても，男女とも個人の能力を発揮できるよう，性別に捉われない職域の拡大に努めます。

施策の方向4 教育の場で進める環境づくり

人々の意識や価値観は，幼い頃からの家庭，学校及び地域社会の影響を受けて形成されています。人権意識及び男女平等意識を育てるために，幼児・学童期での学校教育及び家庭教育の果たす役割は，非常に重要であると考えます。

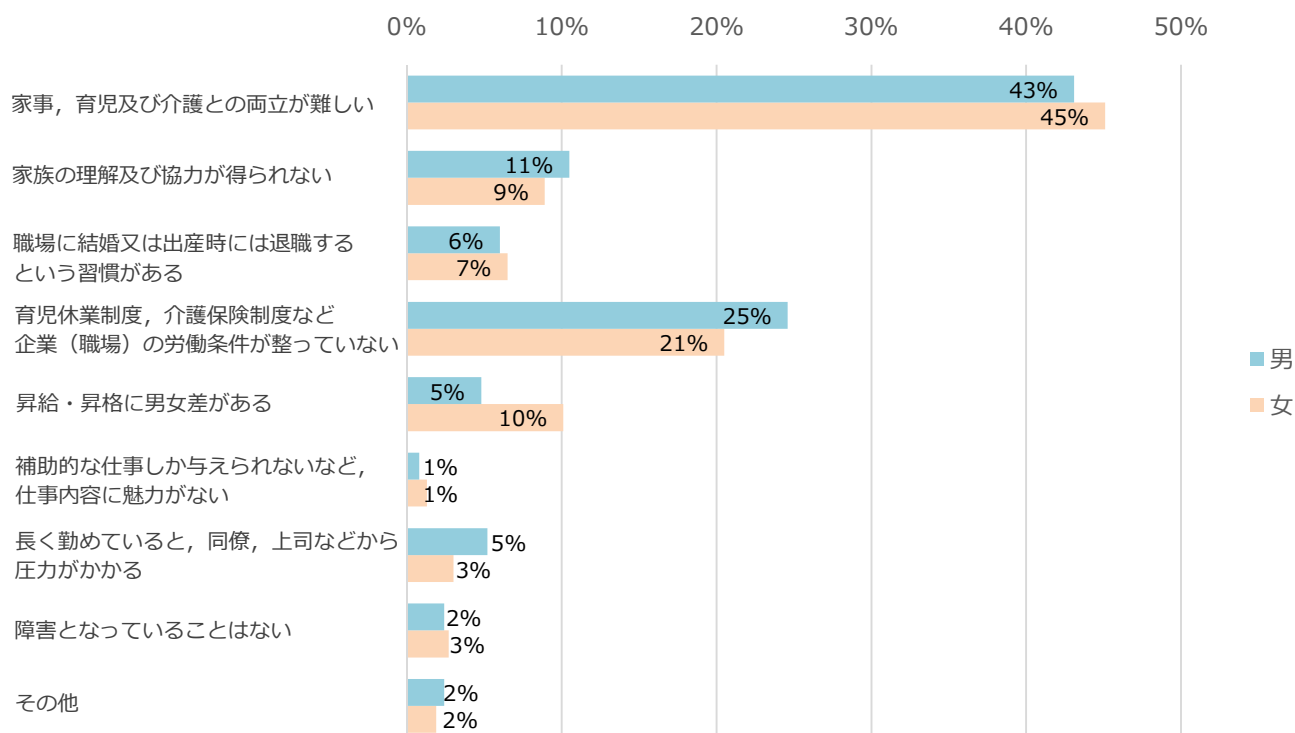
(1) 保育及び教育内容の充実

- ▶ 幼い頃から性別を意識することなく，一人一人の個性を伸ばす環境を作るため，保育及び教育内容を充実します。

(2) 学校生活の充実

- ▶ 性別に捉われることなく，児童及び生徒自身が，主体的に活動できる環境を整備します。

女性の就労について障害となっていると思うこと



平成 28 年度町民意識調査から

基本目標Ⅲ お互いに支え合うための土台づくり

施策の方向1 健やかな心と体を保つ土台づくり

いつまでも、私たちが元気で生活し続けるためには、心身ともにストレスのない社会が求められており、何より健康維持が重要となっています。

心身の健康を維持するために、どんなことでも気軽に相談できる環境づくりや、相談内容に応じた柔軟な対応をとることができる体制づくりが必要です。

(1) 健康づくり及び管理への支援

- ▶ 生涯を通じて健康な生活を送るために自分の健康を自分で管理できるよう、各年代に合わせた心身の健康づくりが行える事業を支援します。

また、疾病の早期発見、早期治療を始め栄養、運動及び休養に関する知識の普及、食生活改善、スポーツの推進など総合的な健康管理対策を支援します。

(2) 性及び命が尊重される環境整備

- ▶ 性による異なった身体の違いを認識することにより、お互いを尊重し合える関係が築けるよう、正しい知識を普及するとともに、命の大切さを実感できるよう支援します。

施策の方向2 全ての人々が安らかに暮らせる土台づくり

私たちは、女性の人権同様、子供、高齢者及び障害者の人権を尊重しなければなりません。あらゆる機会において、男女平等に根ざした教育が、幼い時から家庭、学校及び社会において行われる必要があります。

(1) 子供への支援

- ▶ 子供が伸び伸びと成長することのできる環境を整備します。

(2) 高齢者への支援

- ▶ 高齢者が元気で自立したまちになるための環境を整備します。

五霞町男女共同参画推進プラン（後期）のお問合せ

五霞町総務課人権推進室

〒306-0329 茨城県猿島郡大字小福田 1162-1

電話 0280-84-1111 FAX 0280-84-1478

E-mail soumu@town.goka.lg.jp

平成 29 年 3 月 / 編集・発行 五霞町